

各務原高等学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 11 月 1 日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条、平成 29 年 3 月 14 日に改定された国の基本方針の改定を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめに関する定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条より）

(2) いじめの解消の定義

「いじめ」が解消されている状態とは被害児童生徒本人、保護者と面談を行い少なくとも次の 2 つの要件が満たされている状態のことをいう。

- ・ いじめに係わる行為が少なくとも 3 ヶ月以上継続して止んでいること。
- ・ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめの問題に対する基本的な認識

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為である。（人権問題）
- (2) いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。（危機意識）

3 いじめの問題に対する基本的な姿勢

- (1) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす。
- (2) 学校が丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめ防止基本方針については学校のホームページに掲載するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の構成員〕

- ・ 学校関係者（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒相談担当者等）
- ・ 第三者（臨床心理士、保護者代表、地域住民代表等）

〔組織の運営〕

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織である。
- ・ 年 2 回（6 月と 1 月）開催し、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 学校の取組

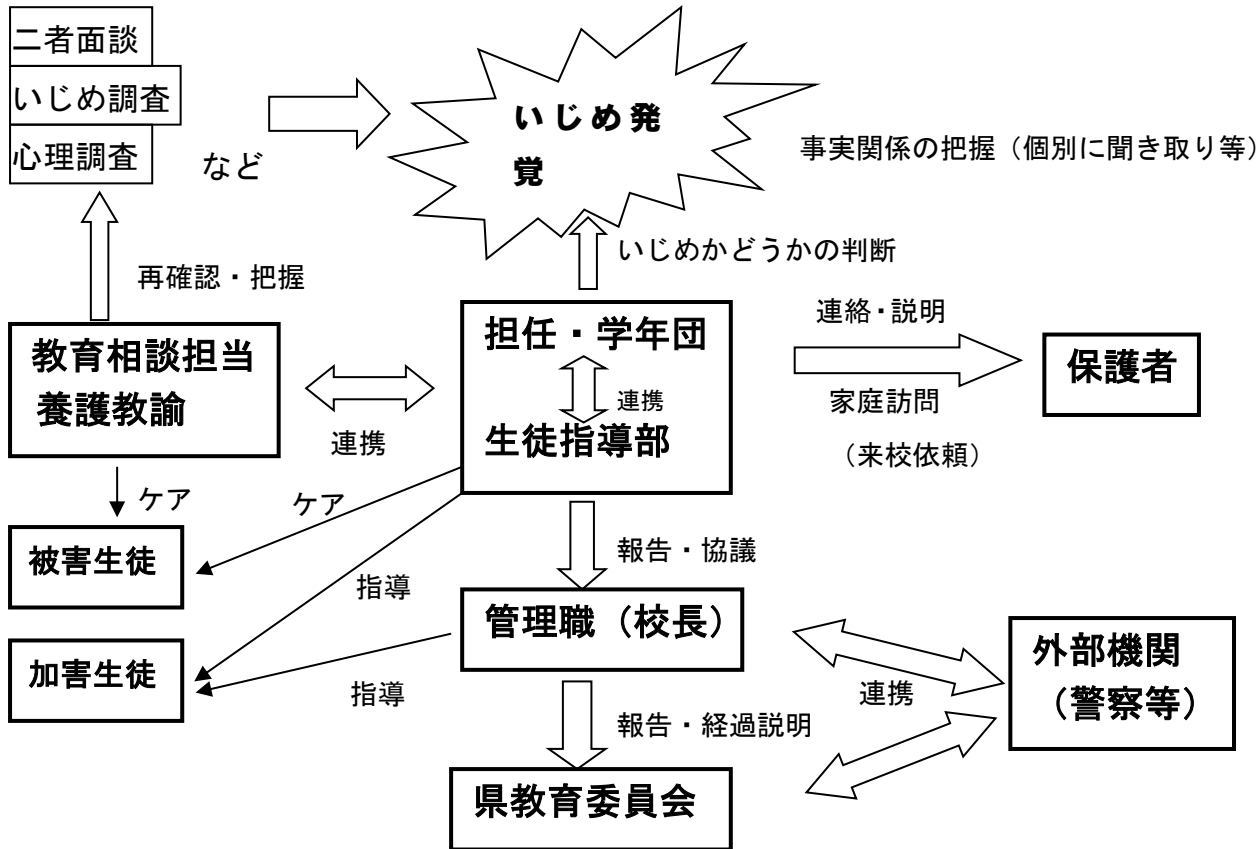
- ・(生徒の) 正しい人権意識の醸成
- ・(生徒の) 豊かな情操や道德心の育成
- ・(生徒の) 人格を尊重し合える態度の育成
- ・(生徒の) 自己有用感や自己肯定感を育む場の充実
- ・(情報の) 「報告・連絡・相談」体制の構築
- ・(教職員の) 校内研修等の充実(複数回)による資質能力の向上
- ・(教職員の) 「いじめが生まれる背景と指導上の注意点^(注1)」に配慮した教育活動

(3) 学校いじめ防止プログラム

月	行 事	取 組 内 容
4	新入生導入指導 いじめ防止基本方針公開・説明 教育相談(二者面談) クリペリン検査(全学年)	・高校生活の過ごし方に関する指導 ・学校HPに掲載、生徒・保護者・関係機関等に説明 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・心理検査の実施
5	第1回人権委員会	・校内における人権に関わる問題の把握
6	第1回いじめ防止対策委員会 クリペリン検査結果報告 第1回日常生活のアンケート 第1回校内いじめ防止職員研修	・学校の方針と具体的対応の確認 ・心理検査等の有効な活用方法についての確認 ・いじめ、迷惑調査(全校) ・いじめ防止の取り組みと年間計画の確認
7	第1回県いじめ調査(4~7月) 三者面談 学校評価アンケート 夏休み前の講話	・第1回県いじめ調査(4~7月)の報告 ・家庭生活の状況確認 ・生徒、保護者による学校がいじめ防止への取組評価 ・これまでの高校生活の振り返りと休暇の過ごし方
8		
9		
10	教育相談(二者面談) 第2回人権委員会	・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・人権に関する統一LHRの立案と実施計画
11	人権に関する統一LHR 第2回日常生活のアンケート	・主体的な人権LHR活動による人権意識の醸成 ・いじめ、迷惑調査(全校)
12	第2回県いじめ調査(8~12月) 三者面談 冬季休業前の講話	・第2回県いじめ調査(8~12月)の報告 ・家庭生活の状況確認 ・これまでの高校生活の振り返りと休暇の過ごし方
1	第2回校内いじめ防止職員研修 第2回いじめ防止対策委員会	・冬季休業明けの生徒情報交換会 ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
2	第3回日常生活のアンケート	・いじめ、迷惑調査(1・2年)
3	終業式の講話 第3回県いじめ調査(1~3月) 第3回校内いじめ防止職員研修	・1年間の高校生活を振り返って ・第3回県いじめ調査(1~3月)の報告 ・今年度の反省と来年度に向けての方針

5 いじめ問題発生時の対処

- (1) 教職員はいじめの情報をいじめ防止等の対策のための組織に報告・共有する義務があり、速やかにそれを行う。
- (2) 早期発見・事案対処マニュアル



- (3) 「重大事態」と判断された時の対応

〔対応順序〕

- ① 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・ いじめ防止対策組織（学校評議員の会）に、さらに必要な第三者を加えることができる。
- ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
- ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。

- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する。)
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

6 情報等の取扱い

(1) 個人資料の保存について

- ・いじめ・迷惑調査のアンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。
- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、当該生徒の個人資料は5年間保存する。また、重大事態の調査組織においても、資料が裏付け資料として大変重要であることから、必ず保存するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

注1 いじめが生まれる背景と指導上の注意点は以下の4点をいう。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・外国につながる生徒
- ・性同一障害や性的指向・性自認に係わる生徒
- ・被災生徒